

高槻市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、高槻市防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、予算の範囲内において、子どもや女性等に対する犯罪を抑止するため、道路等の不特定多数の者が通過する公共の場所を撮影する防犯カメラを新たに設置する市内の自治会に対して、その設置費用を交付し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 市内の一定の区域において、地域でのふれあいや交流とともに、地域課題の解決に向けた活動を行うなど、住民の総意により総合的な機能を発揮できる組織として、市へ届出を行った団体又はそれに準ずる団体をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の発生を抑止するため特定の場所に継続的に設置され、道路等の不特定多数の者が通過する公共の場所を撮影する映像撮影装置で、本体又はそれに附属する機器に録画機能を有するものをいう。

(補助対象者)

第4条 この要綱により補助金の交付を受けることができるものは、防犯カメラを新たに購入し、設置する自治会であって、次に掲げる要件すべてを満たすもの（以下、「補助対象者」という。）とする。

- (1) 当該事業の実施について、自治会における合意形成がなされていること。
- (2) 犯罪抑止効果を最大限に引き出すため、防犯カメラの設置を示す看板を取り付けること。
- (3) 子どもや女性等を犯罪から守る視点を取り入れるため、高槻警察署の助言を受けること。
- (4) 防犯カメラの撮影範囲は、概ね2分の1以上が、道路等の不特定多数の者が通過する公共の場所であること。
- (5) 防犯カメラの円滑な管理運営を行うため、管理責任者等を明記した防犯カメラ管理運営規程を策定し、プライバシーの保護に十分配慮すること。
- (6) 第18条の規定による補助金額確定通知を受けた日から起算して6年以上、防犯カメラを適切に維持管理すること。ただし、経年劣化等により防犯カメラが使用できなくなった場合は、この限りではない。

2 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。
- (2) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。

- (3) 暴力団密接関係者 大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの設置に要する費用のうち、保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費用を除く次の費用とする。ただし、補助の対象とする防犯カメラは、1自治会につき2台を上限とする。

- (1) 防犯カメラ及び録画装置等防犯カメラと一体として機能する機器の購入費及び設置工事費
- (2) 専用ポール設置工事費
- (3) ケーブル設置工事費
- (4) 防犯カメラの設置を示す看板及び防犯カメラの設置地域であることを示す看板等の設置費用
- (5) その他設置に必要な費用

(補助金の交付額)

第6条 補助金の額は、第5条に記載した補助対象経費の1/2以内の額とする。ただし、補助台数に10万円を乗じた金額を補助限度額とする。

2 前項の規定により算出した額の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(交付申請)

第7条 自治会の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、高槻市防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1号）を指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの購入に係る見積書の写し
- (2) 防犯カメラ設置予定箇所一覧表（様式第2号）
- (3) 防犯カメラ設置箇所位置図
- (4) 防犯カメラを設置する箇所の現況写真
- (5) 撮影範囲を記した平面図
- (6) 購入しようとする防犯カメラのカatalog等の書類
- (7) 自治会の総会会議録の写し等、防犯カメラを設置することが当該自治会の総意であることがわかる書類
- (8) 防犯カメラの設置について、高槻警察署の助言を受けたことが分かる書類
- (9) 要件確認申立書（様式第3号）
- (10) 債権者登録（兼口座振込）申請書及び口座番号等の口座情報が分かる書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- (1) 法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に違反していないこと。
- (2) 予算の範囲内であること。
- (3) 補助事業の目的及び内容が適正であること。
- (4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたとときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

4 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった日から60日以内に、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（補助金交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更（第12条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 市長が補助金の適正な執行を期するため、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し報告を求め、又は市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたとときは、これに協力すること。
- (5) 法令等及びこの要綱を遵守すること。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、高槻市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、高槻市防犯カメラ設置補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、高槻市防犯カメラ設置補助金交付申請取下書（様式

第6号)を市長に提出することにより行わなければならない。

- 3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第12条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ高槻市防犯カメラ設置補助金変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額を変更せず、かつ、補助金交付の目的及び条件に違反しない場合において、その内容が補助目的の達成を妨げない軽微な変更を除く。

- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ高槻市防犯カメラ設置補助金中止・廃止承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により承認をしたときは、当該補助事業者に係る補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、市長は、補助事業の変更等に伴う高槻市防犯カメラ設置補助金交付決定取消・変更通知書(様式第9号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

- 3 市長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、事情変更による高槻市防犯カメラ設置補助金交付決定取消・変更通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の適正な遂行)

第14条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意

をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第15条 市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

2 補助事業者は、市長の請求に基づき、補助事業の遂行の状況について報告しなければならない。

(事業遂行等の指示)

第16条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう必要な指示することができる。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。

3 市長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を指示する場合においては、当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに補助事業者がとらないときは、第21条第1項第4号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を当該補助事業者に告知するものとする。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後、補助金の交付の決定に係る市の会計年度の指定された期日までに、高槻市防犯カメラ設置補助金実績報告書(様式第11号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の収支決算書又はこれに相当する書類
- (2) 防犯カメラ設置に係る契約書又は請書等の写し
- (3) 防犯カメラの設置に係る仕様書及び設置図面
- (4) 防犯カメラ設置に係る工事完了届又は納品書の写し
- (5) 防犯カメラ設置費用の支出に係る証拠書類
- (6) 防犯カメラ管理運営規程
- (7) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図
- (8) 防犯カメラ及び表示板設置後の現況写真
- (9) 防犯カメラの撮影状況を示す写真
- (10) 道路、私有地及び電柱等に防犯カメラを設置する場合は、所定の手続きに基づいた占用許可書等の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

(補助金の額の確定等)

第18条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものである

かどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高槻市防犯カメラ設置補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の額の確定は、前条の規定による実績報告に基づき算出された額と、第8条第1項の規定による補助金の交付決定額（第12条第4項又は第13条第1項の規定により変更した場合は、当該変更後の額とする。）とのいずれか低い額をもって行う。

（是正のための措置）

第19条 市長は、第17条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう当該補助事業者に対して指示することができる。

- 2 前2条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

（補助金の交付）

第20条 市長は、第18条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、高槻市防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の交付請求書を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（決定の取消）

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 第9条の規定に基づく条件に違反したとき。
 - (4) 第16条又は第19条第1項の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。
 - (5) 正当な理由がなく第17条の規定による実績報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (6) 第26条の規定に違反したとき。
 - (7) 補助事業者の責めに帰すべき事情により、当該補助事業の適正な履行が行われないと認められるとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、高槻市防犯カメラ設置補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第22条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第23条 補助事業者は、第21条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

4 市長は、補助事業者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金の一時停止等)

第24条 市長は、補助事業者が補助金の返還を求められ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付すべき補助金の額と未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第25条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第26条 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に

反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、第18条の規定による補助金額確定通知を受けた日から起算して、6年を経過した場合は、この限りではない。

（関係書類の整備）

第27条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第18条の規定による補助金額確定通知を受けた日から6年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

（施行日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（遡及適用）

2 第4条第1項第6号及び第26条第2項の規定は、要綱の施行日に関わらず、平成29年5月1日以降に補助金の交付を受けた補助事業者に適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

2 改正後の様式の規定は、この要綱の実施の日以後の日における年を表示する場合について適用し、同日前の日における年を表示する場合については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から実施する。

高槻市防犯カメラ設置補助金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申請者（〒 - ）

住所 _____

団体名 _____

役職 _____

氏名 _____ 印

連絡先 _____

高槻市防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、高槻市防犯カメラ設置補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする申請額

(1) 補助金交付申請額 _____ 円（補助対象経費の1/2・千円未満切捨て）

(2) 補助対象経費 _____ 円

2 補助事業の名称、目的

(1) 名称 _____

(2) 目的 _____

3 補助事業の開始日及び完了予定日

補助金の交付決定を受けた日 ~ 令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 防犯カメラの購入に係る見積書の写し
- (2) 防犯カメラ設置予定箇所一覧（様式第2号）
- (3) 防犯カメラ設置箇所位置図
- (4) 防犯カメラを設置する箇所の現況写真
- (5) 撮影範囲を記した平面図
- (6) 購入しようとする防犯カメラのカタログ等の書類
- (7) 自治会の総会会議録の写し等、防犯カメラを設置することが当該自治会の総意であることがわかる書類
- (8) 防犯カメラの設置について、高槻警察署の助言を受けたことが分かる書類
- (9) 要件確認申立書（様式第3号）
- (10) 債権者登録（兼口座振込）申請書及び口座番号等の口座情報が分かる書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（団体の会則）

防犯カメラ設置予定箇所一覧表

防犯カメラ①	
1. 設置場所住所 (施設の場合はその名称も併記)	
2. 設置場所の状況	
3. 設置場所の所有者	
4. 自治会における合意形成	有 ・ 無
5. 警察署からの助言の有無	有 ・ 無
6. 撮影範囲の設定予定(1/2 が公共の場所)	有 ・ 無
7. 管理運営規程の策定予定	有 ・ 無
防犯カメラ②	
1. 設置場所住所 (施設の場合はその名称も併記)	
2. 設置場所の状況	
3. 設置場所の所有者	
4. 自治会における合意形成	有 ・ 無
5. 警察署からの助言の有無	有 ・ 無
6. 撮影範囲の設定予定(1/2 が公共の場所)	有 ・ 無
7. 管理運営規程の策定予定	有 ・ 無

※「設置者名」欄には、自治会名等を記載

※「2. 設置場所の状況」欄には、「道路」「公園」「民家」等を記載

※「3. 設置場所の所有者」欄には、「高槻市」等を記載（設置場所が市道の場合）

（あて先）高槻市長

住 所 _____

団体名 _____

役 職 _____

氏 名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日 生

要件確認申立書

高槻市補助金交付規則第290号及び高槻市防犯カメラ設置補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項に基づき、補助金の交付申請を行うにあたり、私（当団体）は、要綱第4条第2項各号のいずれにも該当しないことを申し立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨届け出るとともに、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市が求める必要な情報及び資料（法人の役員名簿等）を遅滞なく提出するとともに、高槻市において当該資料等を大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴く事に同意します。

また、該当することが判明した場合は、要綱第21条に基づき、補助金の交付を取り消されること、及び要綱第22条及び23条に基づき、補助金の返還が必要なことを確認いたしました。

記

【要綱第4条第2項各号】

第1号 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（次号において「法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。

第2号 暴力団員

法第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。

第3号 暴力団密接関係者

大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。

※ 大阪府暴力団排除条例第2条第4号＝裏面のとおりに記載

裏 面

○大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

様

高槻市長 印

高槻市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった高槻市防犯カメラ設置補助金については、次のとおり交付することに決定したので、高槻市防犯カメラ設置補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第10条第1項の規定により通知します。

なお、交付する補助金の額については、補助金実績報告書の提出後に補助金額確定通知書をもって確定します。

1 補助金の交付決定額 _____ 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合において、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによります。

2 補助金の額の確定は、実績報告に基づき算出される額と、この通知書による補助金の交付決定額（交付要綱第12条第4項又は第13条第1項の規定により変更した場合は、変更後の額とする。）とのいずれか低い額をもって行います。

3 補助金の交付条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更（第12条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対し報告を求め、又は市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すること。
- (5) 法令、条例及び規則並びに交付要綱を遵守すること。

4 この決定（交付条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算し10日以内に限り申請の取下げをすることができます。

高 第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長 印

高槻市防犯カメラ設置補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった高槻市防犯カメラ設置補助金については、次の理由により交付しないことに決定したので、高槻市防犯カメラ設置補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

（交付しない理由）

高槻市防犯カメラ設置補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申請者 住所 _____
団体名 _____
役職 _____
氏名 _____ 印
連絡先 _____

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて通知のあった高槻市防犯カメラ設置補助金の交付決定について、高槻市防犯カメラ設置補助金交付要綱第11条第1項の規定により次のとおり申請を取り下げます。

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日
令和 年 月 日
- 2 取下げの理由

高槻市防犯カメラ設置補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申請者 住所 _____
団体名 _____
役職 _____
氏名 _____ 印
連絡先 _____

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおり変更をしたいので、高槻市防犯カメラ設置補助金交付要綱第12条第1項の規定により申請します。

1 変更する内容

2 変更の理由

3 変更後の補助金の額

補助金交付決定額	_____	円
補助金交付変更申請額	_____	円
増 減 額	_____	円

4 変更後の費用の配分

高槻市防犯カメラ設置補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申請者 住所 _____
団体名 _____
役職 _____
氏名 _____ 印
連絡先 _____

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおり 中止 廃止 をしたいので、高槻市防犯カメラ設置補助金交付要綱第12条第2項の規定により申請します。

1 中止・廃止の理由

2 中止の期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日まで

3 中止・廃止後の処理について

高 第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長 印

補助事業の変更等に伴う高槻市防犯カメラ設置補助金
交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更等を承認するとともに、令和
年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて交付決定した補助金について、

次のとおり 取消し 変更 したので、高槻市防犯カメラ設置補助金交付要綱第12条

第4項の規定により通知します。

1 取消し・変更の内容

変更前の補助金交付決定額	_____	円
変更後の補助金交付決定額	_____	円
変更による増減額	_____	円

補助金の交付条件

2 その他

補助金の額の確定は、実績報告に基づき算出される額と、この通知書による変更後の
補助金の交付決定額とのいずれか低い額をもって行います。

高 第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長 印

事情変更による高槻市防犯カメラ設置補助金交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて交付決定した高槻市防犯カメラ設置補助

金について、その後の事情変更により特別の必要が生じたため、次のとおり

取消し
変更

したので、高槻市防犯カメラ設置補助金交付要綱第13条第3項の規定により通知します。

1 取消し・変更の内容

変更前の補助金交付決定額	_____	円
変更後の補助金交付決定額	_____	円
変更による増減額	_____	円

補助金の交付条件

2 取消し・変更の理由

3 その他

補助金の額の確定は、実績報告に基づき算出される額と、この通知書による変更後の補助金の交付決定額とのいずれか低い額をもって行います。

高槻市防犯カメラ設置補助金実績報告書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申請者（〒 - ）

住所 _____

団体名 _____

役職 _____

氏名 _____ 印

連絡先 _____

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、高槻市防犯カメラ設置補助金交付要綱第17条第1項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業の名称、目的

2 補助金の請求予定額 _____ 円

3 その他

(1) 補助金の交付決定額とその精算額

交付決定額 _____ 円 精算（実績）額 _____ 円

(2) 補助事業の実績（設置台数、場所等）

4 添付書類

- (1) 補助事業の収支決算書又はこれに相当する書類
- (2) 防犯カメラ設置に係る契約書又は請書等の写し
- (3) 防犯カメラの設置に係る仕様書及び設置図面
- (4) 防犯カメラ設置に係る工事完了届又は納品書の写し
- (5) 防犯カメラ設置費用の支出に係る証拠書類
- (6) 防犯カメラ管理運営規程
- (7) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図
- (8) 防犯カメラ及び表示板設置後の現況写真
- (9) 防犯カメラの撮影状況を示す写真
- (10) 道路、私有地及び電柱等に防犯カメラを設置する場合は、所定の手続きに基づいた占用許可書等の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

高 第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長 印

高槻市防犯カメラ設置補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった高槻市防犯カメラ設置補助金については、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるため、次のとおり交付すべき額を確定し、高槻市防犯カメラ設置補助金交付要綱第18条第1項の規定により通知します。

確定した補助金交付額 _____ 円

高槻市防犯カメラ設置補助金交付請求書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申請者 住所 _____
団体名 _____
役職 _____
氏名 _____ 印
連絡先 _____

令和 年 月 日付け高 第 号にて確定した高槻市防犯カメラ設置補助金について、高槻市防犯カメラ設置補助金交付要綱第20条第2項の規定により次のとおり交付を請求します。

請求金額 _____ 円

高槻市指令（ ）第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長 印

高槻市防犯カメラ設置助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて交付決定した高槻市防犯カメラ設置補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、高槻市防犯カメラ設置補助金交付要綱第21条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

取消前の補助金交付決定額 _____ 円

取消後の補助金交付決定額 _____ 円

取消しによる増減額 _____ 円

2 取消しの理由